

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

岩手県人事委員会

委員長 渡 辺 正 和

岩手県人事委員会規則第12号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第3条 〔略〕 2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。 （1）～（3） 〔略〕 3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 （1）～（5） 〔略〕 4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） 〔略〕 （特地勤務手当に準ずる手当） 第4条 〔略〕 2 条例第30条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第4項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の4を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。	第3条 〔略〕 2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額（<u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号。以下「定年前再任用条例」という。）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>にあつては、現に受ける給料の月額）とする。 （1）～（3） 〔略〕 3 次の各号に掲げる職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員を除く。</u>）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 （1）～（5） 〔略〕 4 次の各号に掲げる職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員を除く。</u>）に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） 〔略〕 （特地勤務手当に準ずる手当） 第4条 〔略〕 2 条例第30条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第4項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額（<u>定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額</u>）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の4を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする

[略]

[略]

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

4 [略]

第5条 [略]

2 [略]

3 条例第30条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前3年以内に国若しくは他の地方公共団体の職員であった者又は第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものとする。

[略]

[略]

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

4 [略]

第5条 [略]

2 [略]

3 条例第30条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 国若しくは他の地方公共団体の職員であった者若しくは第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は定年前再任用条例第2条の規定に基づく採用（退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなった職員で、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前3年以内に、国若しくは他の地方公共団体の職員であった者若しくは第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は定年前再任用条例第2条の規定に基づく採用をされ、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

(3) 定年前再任用条例第2条の規定に基づく採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第30条の3第2項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当する

4 条例第30条の3第2項の規定による特勤手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 国若しくは他の地方公共団体の職員であつた者又は第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特勤公署又は準特勤公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が適用日に特勤公署又は準特勤公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項（同条第3項及び附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第3号において同じ。）並びに附則第5項の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) [略]

(3) 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の適用日前に特勤公署又は準特勤公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第5項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

こととなつた公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの

(4) 定年前再任用条例第2条の規定に基づく採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第30条の3第1項又は第2項の規定による特勤手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特勤手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

4 条例第30条の3第2項の規定による特勤手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する職員 当該職員が適用日又は定年前再任用条例第2条の規定に基づく採用をされた日に特勤公署又は準特勤公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項（同条第3項及び附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第5号までにおいて同じ。）並びに附則第5項の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) [略]

(3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、当該職員の適用日又は定年前再任用条例第2条の規定に基づく採用をされた日前に特勤公署又は準特勤公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第5項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(4) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(5) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

(6) 前項第5号に規定する職員 別に人事委員会が定める

5 [略]

別表第3（第2条関係）

公 署	所在地
[略]	[略]
岩手県立西和賀高等学校	[略]
<u>北上警察署湯本駐在所</u>	<u>和賀郡西和賀町湯田</u>
岩泉警察署安家駐在所	[略]
[略]	[略]

[略]

期間及び額

5 [略]

別表第3（第2条関係）

公 署	所在地
[略]	[略]
岩手県立西和賀高等学校	[略]
岩泉警察署安家駐在所	[略]
[略]	[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（改正後の特地勤務手当等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号。以下「整備等条例」という。）第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号。以下「定年前再任用条例」という。）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項から第4項まで並びに第4条第2項及び第3項の規定を適用する。

3 暫定再任用職員に対する改正後の規則第5条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項第1号中「定年前再任用条例第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号。以下「整備等条例」という。）第8条、第9条、第11条又は第12条」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は整備等条例第8条、第9条、第11条若しくは第12条の規定に基づく採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第2号から第4号まで並びに同条第4項第1号及び第3号中「定年前再任用条例第2条の規定に基づく採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（整備等条例第10条第2項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。））」と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

4 改正後の規則第5条第3項第1号及び第2号の規定は、令和7年4月1日以後に定年前再任用条例第2条又は整備等条例第8条、第9条、第11条若しくは第12条の規定（以下「定年前再任用条例第2条等の規定」という。）に基づく採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

5 改正後の規則第5条第3項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に定年前再任用条例第2条等の規定に基づく採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

6 改正後の規則第5条第3項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に定年前再任用条例第2条等の規定に基づく採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた条例第30条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。